

「雁木の話あれこれ」

がんぎ 雁木(通り)とは？

雁木とは、主屋に付属する下屋のことで、前面道路に接して庇ひさしを設け、それが町並みに沿って連続して雁木通りを形成し、歩行者用の通路となっています。

＝分布と名称＝

雁木通りは、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、鳥取県等、日本海側を中心とした地域に分布しています。いずれも雪国ですが、一定程度の市街地を形成する通りに造られました。呼称は地域によって様々で、下のとおり独特の名称で呼ばれています。

- ①「小見世(こみせ)通り」：青森県、岩手県、秋田県（本州の最北3県）
- ②「小間屋(こまや)通り」：山形県
- ③「雁木(がんぎ)通り」：新潟県、長野県の北部
- ④「仮屋(かりや)通り」：鳥取県の東部

上越市民は「雁木」と呼びますが、あの庇状の構造物を、なぜ雁木と呼ぶのかは不明です。一説には、空を飛ぶ雁の列のような階段状、ギザギザの形状に由来するそうです。確かに雁木は、一軒ごとに高さが異なって凹凸があり、ギザギザしていますが…。

＝建造の目的＝

呼称は様々ですが、降積雪時において、個別の町家にとっては玄関前の防雪空間の確保、それが連なることによる防雪通路の確保が主目的である点は共通しています。さらに、副次的に次のような機能も果たしています。

- ◆ 降雪期に限らず、年間を通じて雨よけ、日よけなど全天候型の歩行空間となる。
- ◆ 自動車等による交通事故から歩行者を守る安全な歩行空間となる。
- ◆ 住民の憩いの場、時には子供の遊び場としてのコミュニティ空間になる。
- ◆ 大根や柿などの干し場になる。

日本一の雁木の町：高田

高田の雁木通りは、現在、アーケードを含めて総延長約15kmであり日本一の長さです。(第2位は旧長岡市で約5km、第3位は旧栃尾市で約4kmと続き、第4位は加茂市、第5位によりやく青森県黒石市くろいしと他県が入ります。)明治末～大正初期の最盛期には17.9kmだったそうです。



本町5から南へ向かう雁木通り (1950年ころ)

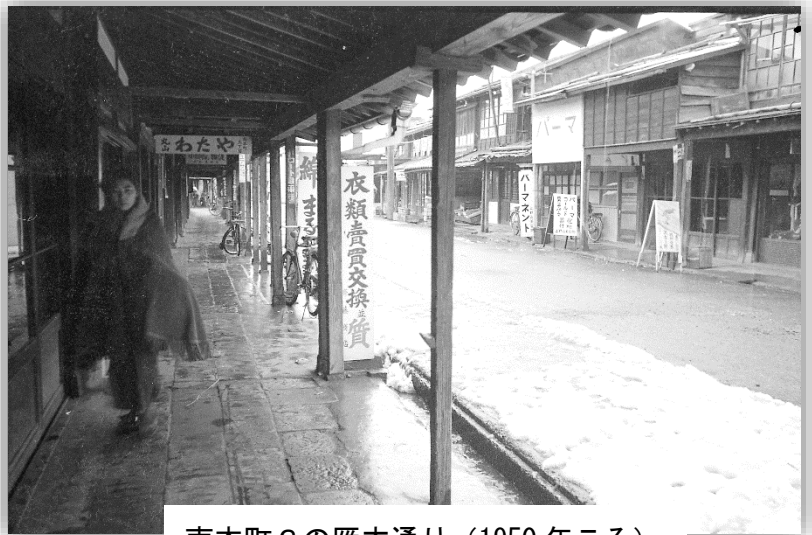
雁木はいつ造られたのか？

『高田市史』(昭和33年)は、寛保3年(1743年)の記録として「慶長年中福島城を移築の際、町家造りし頃、雁木と云なく雪中歩行不自由に依て、後片庇を卸したる」という記述を挙げ、春日山、福島に比べて積雪量が多く雪中の不便が甚だしかったので、高田開府のしばらく後に造られたとしています。

雁木の史料上の初見は『正徳年間高田町各町記録』【展示資料6参照】とさ

れ、「下紺屋町」(現在の本町7)の項に「通りハかんき付置申候」という記述があります。したがって、正徳年間(1711年～1716年)までには、少なくとも現在の本町通りの北端にまで雁木が整備されていたことは確実です。これを受けて『歴史的建造物の保存と活用に関する調査報告書』(上越市創造行政研究所 平成14年)では、時代の異なる町絵図の比較検討等から、元和年間(1615年～1624年)に建設され始め、正徳年間までに整備されたと踏み込んで述べています。

昭和4年6月2日の『高田新聞』は「高田市の雁木の由来」という記事の中で、有名な中ノ俣の猫又退治伝説に絡めた雁木の由来を紹介しています。それによれば、高田藩主の松平光長が猫又を退治した牛木吉十郎の武勇を激賞し、恩賞をとらせることとなりました(退治された猫又は現在の町にある「猫又稲荷」の地中に埋め祀られているそうです)。吉十郎は「老ひたる後高田へ来ても、雪の爲に困難しないよう町家に雁木を造って戴きたい」と願ったそうです。光長は直ちにそれを容れて、普請方に命じて雁木を造らせたとのことです。光長は延宝9年(1681年：9月に改元して天和になります)に改易されますが、猫又伝説の多くは光長改易後の天和年間(1681年～1684年)の話と伝わっており、わずかに時代がずれる不合理な点があります。しかし、光長時代(1624年～81年)に雁木が整備されたと考えられることから光長の功績と、英雄吉十郎の功績とを称え、同時代の二人の功績を結び付けて語られたのかもかもしれません。→【展示資料7⑩参照】



南本町3の雁木通り (1950年ころ)

雁木はだれのもの？

雁木下の地籍は、江戸期以来、原則的には各家々の宅地内であり私有地です。したがって雁木も、各家々が経費を出して築造し、維持管理費も負担してきました。その私有地内を、所有者に断らなくても、いつでも、だれもが自由に通行できるようにしたのが雁木の文化です。

その雁木のシステムが十全に機能するためには、雁木が途切れずに連続することが求められました。蟻の一穴は、外見上は一穴に過ぎなくても、その不利益は一穴では済みません。その結果、本来は私有地である雁木下ですが、公道としての公共的役割も担うこととなり、「私(雁木)」に対する「公(共同体や行政)」の干渉を招きました。このようにして雁木は、「私」と「公」が接し、相克する微妙な空間となったのです。



その背景には、町人たちが、**私有財産を相互に提供し合い、その恩恵を相互に享受し合うという共助の考え方が根本にあった**と考えられます。不満のある人もいたかもしれませんが、一方で雁木による利益にも無視できないものがあります。共助をベースに合意の形成が図られ、その風土が雁木を永く支え続けてきたのではないのでしょうか。

雁木をめぐる「公」と「私」の相克

＝高田藩による関与＝ 高田藩の『記録便覧』から2つの事例を紹介します。

◆ 宝暦元年(改元前なので実は寛延4年：1751年)2月7日条

御町中雁木下ハ雪中ハ往来之叟ニ候間、雁木雪ニ而破損無之様心付候旨相触候事

⇒ 藩が雪中往来を確保するため、**雪で雁木を破損させないようにお触れ**を出しています。

◆ 宝暦6年(1756年)4月18日条

御用之繩中屋敷町(今の東本町3)与ハなひ候処、雨天ニ而外ニ而なひ候義難成ニ付、雁木下ニ而なひ申度段申出候由、御郡方^{これあり}御届有之ニ付為承知(中屋敷町名主の)中沢治右エ門江申遣ス

⇒ たとえ公用であっても自宅の**雁木下を仕事で使う場合には、藩の了解が必要**でした。

＝町からの干渉＝ 高田藩の『記録便覧』から1つの事例を紹介します。

◆ 寛政4年(1792年)5月15日条 →【展示資料1参照】

⇒ **町並から奥に引っ込んで家作りしようとする人に対して**、雁木が途切れると降雪時に不便で迷惑するから許可を出さないよう、たとえ**許可を与えるにしても雁木だけは町並に沿って建てることを条件にするよう、各町の名主達が藩に願い出**ています。

＝県からの雁木地籍の照会＝ 高田町・市の歴史公文書から2つの事例を紹介します。

◆ 明治26年(1893年)：県の要請を受けた中頸城郡役所からの照会文書と高田町の回答文書

<照会事項>

<高田町の回答>

→【展示資料2参照】

* **雁木の地籍は?**……………一般市街宅地＝**民有地(私有地)**です。

* **課税地か否か?**……………有租地＝**課税地**です。

* **だれが維持費負担?**……………雁木の所有者＝**各家々で維持費を負担**しています。

◆ 大正13年(1924年)：県からの照会文書と高田市の回答文書 →【展示資料3参照】

<照会事項>：鍋屋町～下紺屋町の通り(今の東本町通り)の雁木下は公共用道路敷地か否か?

<高田市の回答>：一般交通のために**各家々が費用を負担し築造してきたもので民有地**です。

しかし、公共的慣行施設なので撤廃等の計画があるなら十分に考慮していただきたい。

県が雁木下の地籍を重ねて問い合わせている点は、注目に値します。二度の新潟市大火の教訓から雁木撤去を命じた県条令が明治42年に公布されるも雪国の実情を無視した条令は新潟市以外では徹底しなかったと『高田市史』は伝えています。防災面を含めて、県としては近代的な都市計画を推進する上で、**阻害要因**となり得る雁木の存立形態を把握し、対処方法を検討する材料にしたとも考えられます。6年後の**昭和5年**、**県は雁木下＝国有地と認識するに至ります。** →【展示資料7⑫⑬参照】



対面の雁木へ雪のトンネル(昭和2年)

雁木通りを走る人力そり（昭和2年）



雪に埋まる雁木通り（昭和2年）



＝高田市、警察による管理＝

【展示資料4参照】

◆明治20年(1887年)の「道路拝借願」、昭和10年(1935年)の「市有地占用許可申請」[↑]

雁木下は本来私有地なのに、雁木を雪囲いする際に「道路拝借願」を出して警察署に許可を求めたり、雁木上二階部分に部屋を造る際に市に許可を求め、その上賃借料を納めたりしなくてはなくなっています。雁木下は公道、官有地とする認識が広がってきた時期です。

◆昭和34年(1959年)1月1日の『広報たかだ』→【展示資料5参照】

雁木下に商品等を陳列し通行を阻害することを、違反実例を挙げながら「断乎処罰の方針である」と糾弾しています。県からの照会に対し一貫して雁木下は私有地であると回答していた高田市が、雁木下は自分の物という古い考え方は困ったもの、「悪習」であると言い切る強い論調には驚かされます。従来から働いていた町家住民相互によるルール遵守の風土が、高度経済成長を背景に希薄になりつつあり、行政の干渉を招いたのかもしれませんが。

雁木下は私有地である一方で、江戸時代から住民共有の歩道であり、公道としての性格も併せもっていました。町家の人々は、それぞれの私有地の提供者であり利用者でもありました。その意味では、「私」でありながら「公」である雁木の文化は、地域住民相互による暗黙の契約に基づいて成り立っていたと言えるでしょう。

したがって、本来私有地である雁木に対して行政等が干渉する根拠は、その公共性にあると考えられます。雁木下に対する「私」と「公」との相克は、その時々々の世相、時代背景の影響を受けながら、たえず流動的であったと考えられます。

「心の雁木」とは… 考えてみませんか？

雁木は私有物であり、雁木下は私有地です。したがって、当然のことながら所有者が築造費、路面や屋根の補修・清掃などの維持管理費とともに、固定資産税も負担しています。

このような現実に対し上越市では、雁木をいかしたまちづくりの実現を図るため、市税条例第61条及び「上越市雁木敷地等課税免除取扱要綱」により、所有者の申請によって固定資産税の一部を課税免除する措置をとっています。また、「雁木整備事業補助金制度」を設け、雁木の修繕・新築・段差解消工事に対して補助金を出し、雁木の保存・整備を支援しています。

雁木は原則私有地ですが、だれもがいつでも利用できる全天候型で安全な歩行空間として提供されています。私たちは当たり前のように利用し、その恩恵を受けていますが、その見えない事実想像力を働かせ、所有者に感謝しつつルールを守って利用できる市民でありたいと思います。明治44年4月1日の『高田新聞』に、「高田人の心の雁木が取り去られた時、跡には名誉ある高田の残骸が横はる許りだ」とありますが、今更ながら心に響いてくる指摘ではないでしょうか。